

社会福祉法人ビハーク室蘭 役員等の報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ビハーク室蘭（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条並びに評議員選任・解任委員会運営細則の規定に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の理事長及び業務執行理事に対し、報酬を支給する。

2 前項で規定する役員以外の役員、評議員及び評議員選任・解任委員は無報酬とする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の理事の報酬総額は、別表1の理事の年間報酬総額に定める金額以内とし、各理事に対する報酬の額は別表2に定める金額とする。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監査等、この法人の職務を行った場合には、当該役員に対し、別表3のとおり費用弁償を支給する。ただし、理事長及び常勤の役員並びに評議員選任・解任委員会のうち、事務局職員には支給しない。

2 役員等が室蘭市外に居住する場合は、法人旅費規程により計算した旅費を費用弁償として支給する。

3 役員等がこの法人の職務を行うため市外を旅行する場合は、法人旅費規程により旅費を支給する。

(支給方法)

第6条 役員の報酬等の支給方法は、この規程に定めるもののほか、法人の職員の例による。

(適用除外)

第7条 この法人の職員を兼務する役員等には、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 7月 1日から施行する。

別表 1 （第 4 条関係）

理事の年間報酬総額	3 0 0 万円
-----------	----------

別表 2 （第 4 条関係）

区分	報酬の額	備考
理事長	月額 2 0 0 , 0 0 0 円	管理職（所長）の平均時間単価の倍額（4,200 円）に 1 日 3 時間、月 16 日勤務を基準に月額を算定
業務執行理事	月額 5 0 , 0 0 0 円	管理職（所長）の平均時間単価（2,100 円）に 1 日 1.5 時間、月 16 日勤務を基準に月額を算定

別表 3 （第 5 条関係）

区分	費用弁償の額	備考
役員等	1 日 3 , 0 0 0 円	